

公設光ファイバケーブル及び関連設備の 民間移行に関する事例集

令和6年10月版

掲載事例の概要 (1/2)

	自治体名	移行時期	移行先事業者	移行設備			移行のポイント
				通信	放送	その他	
1	青森県 八戸市	2024年 3月	NTT東日本	○			・地権者と連絡が付かない場合、職員が直接情報収集 ・支障移転工事予定を事前に把握し、譲渡時期が変動しないことを確認
2	青森県 六戸町	2024年 3月	NTT東日本	○			・事業者の協力も得て図面等を職員自ら作成 ・譲渡先事業者に対象設備の使用状況確認を依頼
3	青森県 鯉ヶ沢町	2024年 3月	NTT東日本	○			・光ファイバケーブル架設位置について、電力会社と協議することにより改修回避
4	岩手県 滝沢市	2023年 4月	NTT東日本	○			・設備廃止等に係る手続きの分担を明確化 ・譲渡時期に向けて作業時間の短縮と移行手続きの効率化のため、第三者折衝は委託ではなく自治体職員が対応
5	山形県 川西町	2023年 3月	ニューメディア	○			・共架したケーブルの契約関係について、関係各者で合同打合せを実施 ・早期の譲渡を優先し、無償譲渡を実施
6	福島県 磐梯町	2020年 4月	NTT東日本	○	○	○	・設備が電力会社の基準に合わない場合（ケーブル添架位置など）について、電力会社と協議
7	茨城県 高萩市	2023年 10月	NTT東日本	○	○		・2芯運用の区間の放送用芯線のみ、譲渡先事業者から市が借り受ける契約を締結
8	栃木県 日光市	2024年 4月	NTT東日本	○	○		・土地等使用承諾書の送付のため、公設設備の整備当時の地権者の現状を複数方法（登記簿の確認、譲渡先事業者への確認）で確認し、齟齬がある場合は原因を特定した上で対応
9	群馬県 高崎市	2023年 3月	NTT東日本	○			・市と譲渡先事業者双方が行う手続きの情報を洗い出し、手続きをまとめることで省力化 ・譲渡後に市有地の占用許可を迅速に得られるよう、庁内関係部署と事前に情報共有
10	新潟県 南魚沼市	2021年 3月	NTT東日本	○			・譲渡に関する費用調査に係る契約を譲渡先事業者と締結し、費用を迅速に把握 ・市営柱等の土地借上げ者について現状と齟齬があることに対し、調査を譲渡先事業者に委託

掲載事例の概要 (2/2)

	自治体名	移行時期	移行先事業者	移行設備			移行のポイント
				通信	放送	その他	
11	岐阜県 山口市	2022年 4月	CCN	○	○	○	・現存しない資料もあったため、関係者と調整し、現存する資料で手続きを実施できるよう調整 ・移行後の料金設定については一定期間現在と同様にする、貸与する建物について市で修繕した後に貸与する代わりに維持管理費を譲渡先事業者の負担とするなど、互いに譲歩し合い交渉
12	岐阜県 飛騨市	2022年 4月	中部テレコ ミュニケー ション	○	○	○	・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定 ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮
13	岐阜県 下呂市	2023年 4月	CCN	○	○	○	・指定管理者決定の際に、民設移行を見据えた協定を締結 ・譲渡後も確実なサービス提供が可能となるよう、維持費用等を一定期間負担することを譲渡契約において明記
14	島根県 隠岐の島町	2024年 4月	NTT西日本	○			・地権者と連絡が付かない場合、電柱を建替え ・自治体負担となる可能性のある事項に係る改修方針の事前確認の必要性
15	福岡県 添田町	2022年 1月	QTnet	○		○	・譲渡対象の設備を明確にすべく、町が引き続き使用する電柱を明確にする設備使用契約を締結 ・譲渡先の事業者と調整・検討しながら設備の廃棄・無償譲渡について整理
16	福岡県 久留米市	2021年 7月	NTT西日本	○			・市と譲渡先事業者で要望を出し合うなど密に連絡を取ることで、方向性を出すまでの期間を短縮
17	宮崎県 都城市	2022年 3月	BTV	○	○	○	・同軸ケーブルを光ファイバ化することへの市の補助について、公設設備の民設移行を条件として提示
18	宮崎県 高原町	2022年 4月	BTV	○	○		・早期に譲渡先事業者との協議を開始し、通信と放送に係る費用内訳の精査を実施 ・通信の民設移行のみが国庫補助の対象となること等を勘案し、通信に係る部分のみ費用負担の按分対象とした
19	鹿児島県 志布志市	2021年 7月	BTV	○	○	○	・地域情報化アドバイザーも含めた関係者で協議し、譲渡先事業者における機器更新を補助 ・補助の財源として、ふるさと納税を活用

記載例

通信

移行前のサービス提供者/所有者
→移行後のサービス提供者/所有者

放送

移行前のサービス提供者/所有者
→移行後のサービス提供者/所有者

その他

移行前のサービス提供者/所有者
→移行後のサービス提供者/所有者

※サービス提供者と所有者が同一の場合はまとめて記載

1. 基本情報

人口：×××（2024年1月）

民設移行の理由：〜〜

△△県□□市○○課

条件不利地域：過疎地、辺地…

事業者との協議期間：●年●ヶ月

0XX-XXX-XXXX

提供可能世帯数：約××世帯（移行時点）

xxxxx@xxxxx.lg.jp

移行時期：●年●月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- 〜〜〜〜
- 〜〜〜〜

移行に当たって直面した課題



課題の解決策

1 青森県八戸市

通信

NTT東日本/八戸市

→NTT東日本

1. 基本情報

人口：218,182（2024年1月）

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用

青森県八戸市総務部情報政策課

条件不利地域：過疎地、辺地、豪雪

事業者との協議期間：2年10か月

0178-43-2152

提供可能世帯数：約3,300世帯（移行時点）

system@city.hachinohe.lg.jp

移行時期：2024年3月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・地権者と連絡が付かない場合、職員が直接情報収集
- ・支障移転工事予定を事前に把握し、譲渡時期が変動しないことを確認

- ・IRU設備整備から10年以上が経過。
- ・設備を設置している土地の所有者から同意を得る際、所有者変更や転出などによりすぐに連絡が取れないケースがあった。



- ・土地所有者の変更有無を確認するため登記簿を取得。所有者を確認したのち、
 - ①郵送により同意書の取得、
 - ②返信のない場合は自宅訪問というように進めた。
- ・転出により連絡の取れない所有者については、当該地区在住の市職員から情報収集してもらうことにより所有者へ連絡し、同意を得られた。

- ・譲渡に向けた作業と並行して支障移転に伴う光ケーブルの張替が発生する。
- ・譲渡先事業者との譲渡における覚書で、譲渡前に判明した支障移転については完了することが譲渡の条件であった。



- ・年度末に譲渡を控えていたため、工期の面でも対応に苦慮した。特に、譲渡前3か月を過ぎての支障移転は年度内での対応が出来ないため、電力会社と協議を行い、譲渡時期直前の電柱移設工事等予定が無いことを確認しながら進めた。

2 青森県六戸町

通信

NTT東日本/六戸町
→NTT東日本

1. 基本情報

人口：10,714（2024年1月）

条件不利地域：該当なし

提供可能世帯数：約4,300世帯（移行時点）

移行時期：2024年3月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用

事業者との協議期間：1年11か月

青森県六戸町企画財政課

0176-55-3111

kikakuzaisei@town.rokunohe.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・事業者の協力も得て図面等を職員自ら作成
- ・譲渡先事業者に対象設備の使用状況確認を依頼

- ・不良設備をそのまま譲渡できないため、譲渡までに町単独費用にて修繕や工事を実施する必要があった。
- ・図面等の関係書類の作成も膨大だった。

- ・国道事務所に確認したところ、国道を災害対策道路として確保するため、数年後、占有者に対し占有物件の撤去又は後退を依頼する予定だと聞き取る。
- ・譲渡先事業者に協議したところ、後々撤去する物件については譲受できない方針と伝えられた。

- ・数年後の更新費用、毎年の保守費用と譲渡するための修繕・工事費用を積算し、予算担当課と協議、議会にも報告し、当初予算を確保。
- ・町単独費用を削減するため、国道など関係機関へ提出する図面等は町担当で作成。その際、他団体でも譲受経験のある譲渡先事業者から資料作成方法の協力を得た。また、関係書類の簡素化を提出先である国、県等に依頼し、作業量を削減した。
- ・電力会社と協議を行い、譲渡時期直前の電柱移設工事等予定について確認した。

- ・譲渡前の撤去か移設のいずれかとなり、譲渡先事業者に対象設備の使用状況の確認を依頼した。その結果、現在その設備を利用している住民がいないことが判明。よって撤去する方針とし、国道に対して撤去工事、占用変更、占用廃止を実施していった。撤去工事費用は、補正予算を計上し対応した。

3 青森県鯉ヶ沢町

通信

NTT東日本/鯉ヶ沢町

→NTT東日本

1. 基本情報

人口：8,758（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地

提供可能世帯数：約4,400世帯（移行時点）

移行時期：2024年3月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用

事業者との協議期間：1年10ヶ月

青森県鯉ヶ沢町総務課

0173-72-2111

kouki_y@town.ajigasawa.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・光ファイバケーブル架設位置について、電力会社と協議することにより改修回避

- ・電力会社所有電柱への公設光ファイバケーブル架設位置が、通信事業者・電力会社間で定める架設位置と異なっていた。
- ・無償譲渡にあたり、負担を軽減するため、改修を回避する必要があった。



- ・譲渡に先立ち、町が電力会社に対し、公設光ファイバケーブル架設位置のまま移行・運用管理することについて協議した結果、改修を回避できた。

- ・ケーブル所有権の変更処理に係る手続き費用もあり、上述の改修費用との合算額は、初期の概算の時点で膨大な額であった。



- ・町側から必要資料を適宜迅速に提供し、また手続きに係る資料作成等を自ら積極的に行った結果、当初概算費用から大幅に減額できた。

4 岩手県滝沢市

通信

NTT東日本/滝沢市
→NTT東日本

1. 基本情報

人口：54,933（2024年1月）

条件不利地域：豪雪

提供可能世帯数：約2,300世帯（移行時点）

移行時期：2023年4月

民設移行の理由：設備の維持費用、
管理に係る人的な業務負担

事業者との協議期間：2年

岩手県滝沢市経済産業部企業振興課

019-656-6536

kigyo@city.takizawa.iwate.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・設備廃止等に係る手続きの分担を明確化
- ・譲渡時期に向けて作業時間の短縮と移行手続きの効率化のため、第三者折衝は委託ではなく自治体職員が対応

- ・移行に際しては、
 - ①移行前の所有者が設備を廃止する手続き
 - ②移行後の所有者が設備を登録する手続きを要するが、加えて
 - ③廃止と登録を同時にできる手続きもあり、これらの責任分担の確定が難しかった。



- ・協議を地道に重ね、負担方法を明確にし進めた。

- ・本市と譲渡先事業者側で、譲渡に伴う費用負担について認識の齟齬があり、仮契約締結に時間を要した。
- ・基本条件の協議・確認の段階で、譲渡に伴う費用の見積りをもとに予算措置を行った。
- ・しかし、仮契約締結の前段階で、当該見積りには第三者折衝に係る自治体から譲渡先事業者への事務委託費用が含まれていないことが判明し、過去経緯の確認や再協議に時間を要した。



- ・譲渡時期が迫っていたことや、事務委託費用の予算がないこともあり、本来事務委託すべき事項を自治体職員が短い期間で自前に対応することにより解決した。

5 山形県川西町

通信

ニューメディア/川西町
→ニューメディア

1. 基本情報

人口：13,698（2024年1月）

民設移行の理由：設備の更新費用

山形県川西町総務課

条件不利地域：過疎地、特定農山村、豪雪

事業者との協議期間：1年6ヶ月

0238-42-6695

提供可能世帯数：約5,000世帯（移行時点）

kawaden@town.kawanishi.yamagata.jp

移行時期：2023年3月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・ 共架したケーブルの契約関係について、関係各者で合同打合せを実施
- ・ 早期の譲渡を優先し、無償譲渡を実施

- ・ 設備譲渡に当たって、関連する契約関係の確認および契約変更手続きが負担であった。
- ・ 設備を公設で整備した際に、他社（譲渡先以外）所有の電柱へ共架したケーブル等については、町-他社間で契約をしていた。設備譲渡にあたり、譲渡先事業者-他社間への契約変更が必要であった。
- ・ 主に電柱類について、設置先の河川や国・県・町有地毎に設備譲渡後の契約が必要であった。



- ・ 共架設備関係に関しては、関連各社と合同の打合せを実施し、各社の業務分担及び実施時期、契約の変更方法について協議をした。
- ・ 譲渡後の使用契約等については、県等の担当者と直接協議を実施し、変更手続きの内容や実施時期について協議をした。
- ・ いずれも、関係各所を事前に洗い出し、スケジュールに余裕をもって協議を行い、当初予定の移設時期に間に合うよう調整することが重要であった。



- ・ 設備の譲渡を有償/無償のいずれで実施するか判断が、議会審議前に調整が必要であった。特に、有償の場合には町決議のみではなく、国庫返納を伴う国への財産処分申請が必要であった。（情報通信基盤整備推進交付金により設備設置を実施していたため）
- ・ なお、譲渡設備は更新時期が近く、民営化が完了しない場合は町費による更新が必要であった。

- ・ 財源確保のため有償とするより無償として設備譲渡の早期決着を優先する旨を事前協議にて決定し、議会では無償譲渡として議決を実施した。

6 福島県磐梯町

通信

NTT東日本/磐梯町
→NTT東日本

放送

NTT東日本/磐梯町
→NTT東日本

地域イントラ

NTT東日本/磐梯町
→NTT東日本

1. 基本情報

人口：3,230（2024年1月）

条件不利地域：過疎地

移行時期：2020年4月

民設移行の理由：維持費用

事業者との協議期間：1年3か月

福島県磐梯町行政経営課

0242-74-1221

bandai-
gyouseikeiei@town.bandai.fukushima.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・設備が電力会社の基準に合わない場合（ケーブル添架位置など）について、電力会社と協議

- ・譲渡先事業者が譲渡を受けた場合、譲渡前の光ケーブルの状況について、ケーブルの添架位置、添架本数が電力会社のガイドラインの要件に合わなくなることが判明した。



- ・ケーブルの添架位置変更には多大な費用を要するため、電力会社と協議し、譲渡後の移転等工事が発生した際に変更することで現状のまま添架することを特例で認めていただき解決した。

7 茨城県高萩市

通信

NTT東日本/高萩市
→NTT東日本

放送

高萩市
→高萩市/NTT東日本

1. 基本情報

人口：26,315（2024年1月）

民設移行の理由：維持費用

茨城県高萩市企画総務部企画財政課

条件不利地域：辺地

事業者との協議期間：2年7ヶ月

0293-23-2118

提供可能世帯数：約140（移行時点）

kikaku@city.takahagi.lg.jp

移行時期：2023年10月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・2芯運用の区間の放送用芯線のみ、譲渡先事業者から市が借り受ける契約を締結

- ・光ファイバを敷設した一部の区域において、譲渡予定の光ケーブルが地デジ用芯線を含む2芯運用であったため、設備をすべて譲渡した場合、放送用途としての機能を失うという課題があった。
- ・譲渡協議当初、譲渡先事業者としては2芯運用の解除を希望していたが、放送用途として使用不可となることから、解除しない形で譲渡が可能となるよう協議を進めてきた。



- ・2022年5月に譲渡先事業者から、2芯運用の区間の放送用芯線のみ譲渡先事業者から市が借り受け、現在と同様の放送サービスが提供できるようなスキームをご提案いただいた。その結果、翌年10月の譲渡に向けた協議が再開した。
- ・設備をすべて譲渡した後、上記について契約を締結した。それにより、譲渡前と変わらない放送サービスを提供できるようになった。

8 栃木県日光市

通信

日光市
→NTT東日本

放送

日光市
→日光市/NTT東日本

1. 基本情報

人口：76,413（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地、山村、
特定農山村、豪雪

提供可能世帯数：約7,300（移行時点）

移行時期：2024年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
人的負担

事業者との協議期間：3年5ヶ月

栃木県日光市デジタル戦略課

0288-25-5250

digital@city.nikko.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・土地等使用承諾書の送付のため、公設設備の整備当時の地権者の現状を複数方法（登記簿の確認、譲渡先事業者への確認）で確認し、齟齬がある場合は原因を特定した上で対応

- ・光ファイバケーブル等の設備整備時に、一部設備について、土地所有者より土地等使用承諾書を提出していただいていた。
- ・当時の土地所有者に対して、市から通知を実施しようとしたが、土地所有者が変わり到達しない可能性があった。



- ・土地等使用承諾書の記載から、登記簿謄本により土地所有者を確認するとともに、譲渡先事業者に対して、電柱が建っている土地の所有者情報を照会した。
- ・登記簿謄本の記載と、譲渡先事業者からいただいた所有者情報で異なる箇所があったため、譲渡先事業者に再度確認を依頼した。
- ・所有者情報が異なっていた理由としては、相続登記中の土地があり、譲渡先事業者に相続予定者の情報が登録されていたためであることがわかった。通知については、相続予定者に送付することとした。
- ・上記の情報をもとに市から通知を行った。また、市からの通知送付後、譲渡先事業者から土地等使用承諾書を再度提出していただく旨の通知も行った。

9 群馬県高崎市

通信

NTT東日本/高崎市

→NTT東日本

1. 基本情報

人口：367,861（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地、山村、
特定農山村、豪雪

移行時期：2023年3月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用

事業者との協議期間：3年

群馬県高崎市総務部情報政策課

027-321-1210

jouhou@city.takasaki.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市と譲渡先事業者双方が行う手続きの情報を洗い出し、手続きをまとめることで省力化
- ・譲渡後に市有地の占用許可を迅速に得られるよう、庁内関係部署と事前に情報共有

- ・無償譲渡であったため、移行に当たって生じる費用負担は最小限とする必要があった。



- ・移行に係る費用には、譲渡先事業者による地権者対応や行政手続き対応などによる人件費も多く含まれていたため、市と譲渡先事業者双方が行う手続きの情報を洗い出し、手続きをまとめることで省力化しコスト軽減を行った。
- ・仮契約後、市から地権者へ発出する通知に事業者からの通知を同封し、一次的な地権者対応を市が行った。
- ・移行後に事業者が速やかに市有地の占用許可を得られるよう、市有地管理部門や市道管理部門に移行前から情報共有を行い、手続きをスムーズ化した。

1. 基本情報

人口：53,320（2024年1月）

条件不利地域：辺地、山村、豪雪

提供可能世帯数：約9,200（移行時点）

移行時期：2021年3月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担

事業者との協議期間：2年

新潟県南魚沼市総務部情報管理室

025-773-6678

densan@city.minamiuonuma.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・譲渡に関する費用調査に係る契約を譲渡先事業者と締結し、費用を迅速に把握
- ・市営柱等の土地借上げ者について現状と齟齬があることに対し、調査を譲渡先事業者に委託

- ・譲渡に係る経費算出において時間を要した。
- ・具体的には、資産譲渡に必要な経費等に係る第三者申請資料及び、譲渡設備状況把握が市では対応困難であった。



- ・資産譲渡にかかる経費を迅速に算出するため、「IRU設備調査業務委託」を市が譲渡先事業者へ業務委託し、譲渡経費を算出し譲渡に関する協議を促した。

- ・また、市営柱や支線等に係る土地借上げ者について現状と齟齬があることが判明し、借上げ土地の現況を早急に調査する必要性が生じた。



- ・「民地現況調査委託契約締結」を市が譲渡先事業者へ業務委託した。

1. 基本情報

人口：25,233（2024年1月）

民設移行の理由：設備の更新費用

岐阜県山県市総務課

条件不利地域：過疎地、辺地、山村、
特定農山村、豪雪

事業者との協議期間：5年

0581-22-6820

提供可能世帯数：約10,800千世帯（移行時点）

joho@city.gifu-yamagata.lg.jp

移行時期：2022年4月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・現存しない資料もあったため、関係者と調整し、現存する資料で手続きを実施できるよう調整
- ・移行後の料金設定については一定期間現在と同様にする、貸与する建物について市で修繕した後に貸与する代わりに維持管理費を譲渡先事業者の負担とするなど、互いに譲歩し合い交渉

- ・20年以上前に整備した財産のため当時の資料等が完全には残っておらず、国や県への手続き書類を準備することが困難であった。



- ・国や関係機関と綿密な打合せを実施し、現存する資料で手続きを実施できるよう調整を図った。

- ・移行前のサービスメニュー（地デジ再送信、インターネット接続）を、移行後も同程度の料金で提供し続けられるかについて、譲渡先事業者との調整と合意形成に労力を要した。
- ・また、移行後のサービス提供を見据えた譲渡や貸与の条件の検討、維持管理に係る費用負担に関する譲渡先事業者との調整に労力を要した。



- ・移行に際し、料金は譲渡先事業者の料金体系に合わせ値上げしたうえで、今後10年程度は同条件でのサービス提供を維持するといった、お互いに歩み寄る合意形成を図り、基本合意書において合意内容を記載した。
- ・貸与する建物について、今後10年程度は使い続けられるよう市で修繕をする、移行後の維持管理費等については譲渡先事業者負担とする、などお互いに歩み寄ったうえで、事業譲渡契約を締結した。

1. 基本情報

人口：22,106（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、特定農山村、豪雪

提供可能世帯数：約2,200（移行時点）

移行時期：2022年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担 等

事業者との協議期間：2年3ヶ月

岐阜県飛騨市役所総務部総務課

0577-73-7462

jyoho@city.hida.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定
- ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮

- ・テレビのみのプランの維持、ラジオ放送の有無を考慮し譲渡先事業者を検討する必要があった。



- ・ケーブルテレビ事業の方向性について、将来的に民間移行を見据え方向を模索するという長期計画を策定し、これに基づいて時間をかけて地元内外の事業者と協議を実施した。
- ・その上で、市が要望する基本事項で合意可能な譲渡先事業者をプロポーザルで選定。追加事項等は連携協定締結後の月2～3回程度の協議の中で調整した。
- ・テレビのみのプランは新設したが、住民説明も実施の上でラジオ放送は廃止した。

- ・平成16年の市町村合併前の書類が残っていない場合も多く、財産の譲渡の書類作成が難航した。
- ・国土交通省や県の道路占用や、電力会社や通信会社に対する伝送路の共架や添架関係の処理などの手続きに時間を要した。



- ・補助金により整備した資産の譲渡については事前に総務省や農林水産省に相談し、スムーズに進められるようにした。
- ・手続きが漏れていたものについても、発覚次第定例会議で共有し、早期に対策を行うことにより対応した。

13 岐阜県下呂市

通信
CCN/下呂市(公営部分も存在)
→CCN

放送
下呂市→CCN

地域イントラ、
ラジオ再送信
下呂市→CCN

1. 基本情報

人口：29,495（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地、山村、豪雪

提供可能世帯数：約11,200千世帯
(移行時点)

移行時期：2023年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担

事業者との協議期間：5年

岐阜県下呂市まちづくり推進部デジタル課

0576-24-2627

jouhou@city.gero.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・指定管理者決定の際に、民設移行を見据えた協定を締結
- ・譲渡後も確実なサービス提供が可能となるよう、維持費用等を一定期間負担することを譲渡契約において明記

- ・民設移行と同時に、HFC方式からFTTH方式へ整備する必要がある地域が存在した。
- ・公設光ファイバも整備してから10年以上が経ち、サブセンター等の設備更新が必要となっていた。



- ・第3期指定管理者は、「将来の民営化移行に向け対応できる企業」として募集。事業者決定後に、施設の譲渡民営化に関する基本協定書を締結した。
- ・主な内容として、一部地域のHFC方式からFTTH方式への切替について、双方負担のうえ実施することや、譲渡に向けて市が施設を更新することとした。
- ・譲渡にあたり全ての資産を洗い出し、整理する必要があったため、共架電柱等を含め市が調査を実施した。

- ・人口減少や物価高騰などの情勢変化により、第3期指定管理者募集時に事業者が示した当初の収支計画が見込めなくなり採算性に不安があると判断したため、譲渡後の将来にわたるサービス提供に関して検討が必要となった。



- ・譲渡契約を締結する際に、将来的な設備更新を見据え、年間の維持費用等を一定期間は負担する条項を盛り込んだ。

14 島根県隠岐の島町

通信

NTT西日本/隠岐の島町
→NTT西日本

1. 基本情報

人口：13,347（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地、離島

提供可能世帯数：約6,800（移行時点）

移行時期：2024年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担

事業者との協議期間：3年10ヶ月

島根県隠岐の島町総務課

08512-2-8572

kouhou@town.okinoshima.shimane.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・地権者と連絡が付かない場合、電柱を建替え
- ・自治体負担となる可能性のある事項に係る改修方針の事前確認の必要性

- ・自営柱などの譲渡にあたり、地権者の了承が取れない場合や連絡がつかない場合があった。

- ・移行最終段階の譲渡契約締結のための交渉にあたり、大きな費用負担を求められた。
- ・公設設備の仕様と譲渡先事業者が提供する設備の仕様が異なったため、譲渡するにあたり譲渡先事業者の設定する規格に合ったものへ設備を変更する必要があった。

- ・地権者に連絡がつかない土地においては、設備の更新に合わせ、近くの町有地などに電柱の建替えを行った。

- ・基本条件（協定）締結の段階で、地方公共団体が費用を負担する可能性のある事項（設備仕様の不一致）について、改修方針（負担の考え方含む）を確認しておく。また、協議進行においても本方針を参考に双方の合意を確認し対応する事が必要。

- ・財政負担の緩和のため、ある程度長期的な移行計画と契約が必要。

1. 基本情報

人口：8,512（2024年1月）

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用

福岡県添田町まちづくり課

条件不利地域：過疎地、辺地、特定農山村

事業者との協議期間：9ヶ月

0947-82-5965

提供可能世帯数：約4,600（移行時点）

jyouhou@town.soeda.lg.jp

移行時期：2022年1月

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・譲渡対象の設備を明確にすべく、町が引き続き使用する電柱を明確にする設備使用契約を締結
- ・譲渡先の事業者と調整・検討しながら設備の廃棄・無償譲渡について整理

- ・占用許可等に関する第三者協議（電力会社・NTT西日本・地権者など）に際し、当初契約した共架柱等と現行の形状が不明なものもあり、現地確認等に多大な時間を要した。
- ・町が別に整備した防災無線設備で光ファイバ線を敷設しているものもあり、どの光ファイバ線が譲渡対象か対象外かを区別する点で、譲渡先事業者と防災無線設備の運用事業者との間で協議し決定することに時間を要した。



- ・共架柱を確定するため、職員が当時の図面や電柱番号等と廃止や撤去等がある電柱等の現況を確認し、譲渡する内容を確定。
- ・電力会社等とは設備使用に係る契約を締結し、町が引き続き使用する共架柱の本数、譲渡先に引き渡す共架柱の本数等を明確にした。

- ・財産処分手続きの際の物品台帳の整理（加入者系・イントラ系・町単費で購入した物品について、耐用年数等の精査等）に時間を要した。



- ・九州総合通信局にも相談し、譲渡先事業者と調整、検討しながら廃棄処分・無償譲渡等を整理した。

16 福岡県久留米市

通信

NTT西日本/久留米市

→NTT西日本

1. 基本情報

人口：301,517（2024年1月）

条件不利地域：該当なし

提供可能世帯数：約7,200（移行時点）

移行時期：2021年7月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担

事業者との協議期間：1年4ヶ月

福岡県久留米市総務部情報政策課

0942-30-9060

jimukan@city.kurume.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市と譲渡先事業者で要望を出し合うなど密に連絡を取ることで、方向性を出すまでの期間を短縮

- ・譲渡先事業者内の意思決定を経て方針を決定するまでに時間を要した。
- ・利害関係者（利用者、光ファイバ敷設設備敷地地権者、光ファイバケーブル添架事業者）への説明と承諾書の取得に労力を要した。



- ・市と譲渡先事業者で要望を出し合い、現場レベルでの方向性を出すまでの期間短縮を図った。
- ・その後、譲渡先事業者側での意思決定の過程で出た疑問や課題に対して、市の意思決定を迅速に行い期間短縮に努めた。
- ・なお、資産譲渡と並行して対象地域以外の地域での光回線敷設事業も実施しており、譲渡についても概ね合意が取れた状態で話が進んだ。

【参考】移行スケジュール実績

R2.3 秘密保持契約締結

R2.4 協議開始

R2.6 利害関係団体（国、県、市、JR、民間事業者など12者）

※譲渡に関する提出書類や手続きの確認。実作業は譲渡先事業者が実施（7月完了）

R2.7 地権者から同意書取得開始（43件）

※最終的にはR3.1までかかった。うち1件は同意が取れず、移設対応

R2.9 譲渡時期をR3.7.1で合意（当初はR3.4.1の予定）

※IRU契約終期はR3.3.31からR3.6.30まで延長

R2.11 国と譲渡に関する事前協議開始

R3.4.9 財産譲渡仮契約書締結（6月議会可決後本契約へ移行）

R3.5.11 国へ財産処分報告書提出

R3.6 議会へ財産譲渡議案提出、可決

R3.7.1 資産譲渡

1. 基本情報

人口：161,515（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地

提供可能世帯数：約79,200（移行時点）

移行時期：2022年3月

民設移行の理由：設備の更新費用

事業者との協議期間：1年9ヶ月

宮崎県都城市総務部情報政策課

0986-23-2120

joe@city.miyakonojo.miyazaki.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・同軸ケーブルを光ファイバ化することへの市の補助について、公設設備の民設移行を条件として提示

- ・民設移行にあたりIRU事業者と移行の条件等を検討する必要があることは認識していたが、どのような方法で実施すればよいのか検討できていない状況だった。



- ・民設移行とは別にBTV株式会社から、市内の同軸ケーブルを光ファイバ化する事業を行うため、市に対して補助の要請があった。
- ・それに対し市として補助をするが、市内全てを光ファイバ化するとともにIRU設備の民設移行を条件とした。
- ・譲渡先事業者は上記条件を受け入れ、光ファイバ化事業を実施するとともにIRU設備の譲受を実施。

1. 基本情報

人口：8,590（2024年1月）

条件不利地域：過疎地

提供可能世帯数：約3,800（移行時点）

移行時期：2022年4月

民設移行の理由：HFCからFTTHへ完全移行する必要があったため

事業者との協議期間：3年9ヶ月

宮崎県高原町総合政策課

0984-42-2115

sougou@town.takaharu.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・ 早期に譲渡先事業者との協議を開始し、通信と放送に係る費用内訳の精査を実施
- ・ 通信の民設移行のみが国庫補助の対象となること等を勘案し、通信に係る部分のみ費用負担の按分対象とした

- ・ 公設設備（HFC）を民間移行するにあたって、FTTHへ更新することが必須条件であったが、FTTHに更新する際に要する費用の按分（自治体負担及び民間負担分）について、協議に多くの時間を費やした。



- ・ 更新時期についての協議と更新に係る概算費用の算出
 - ✓ HFC整備から10年が経過する約2年前から、自治体・事業者間でFTTH更新について協議を開始し、概算費用を提出していただいた。
- ・ 更新費用の内訳精査
 - ✓ FTTH更新の実施主体がIRU事業者となる前提であったため、まず、通信系と放送系に係る費用の内訳を精査した。
 - ※内訳は、各々の主要インフラに係る部分（ベッドエンド装置、幹線、ループ化等）と宅内に係る部分（引込線、D-ONU等）。
- ・ 費用負担の按分
 - ✓ 国の補助金（高度無線環境整備推進事業）や過疎対策事業債等を活用できる範囲を精査するため、通信系と放送系を分けて整理した。
 - ✓ 通信系だけが国の補助金等の対象となること、自治体側のFTTH化の目的が高速・高帯域のインターネット通信環境整備であることなどから、放送系を除いた通信系に係る費用のみを按分の対象とすることとした。
 - ✓ さらに、主要インフラに係る部分以外の「宅内に係る部分」の費用については、FTTH化後の利用者数に起因することなどから、自治体負担の対象外とすることとした。
 - ✓ 最終的には、HFC整備以来契約者数が増加し事業者の利益となってきたこと、FTTH化後もその利益は継続できることなどにより、自治体は通信系の主要インフラに係る部分のみ費用負担することとなった。

1. 基本情報

人口：29,193（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、辺地、半島

提供可能世帯数：約4,300（移行時点）

移行時期：2021年7月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担、
運営の効率化・柔軟化

事業者との協議期間：3年2ヶ月

鹿児島県志布志市情報管理課

099-474-1111

tiikizyouhou@city.shibushi.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・地域情報化アドバイザーも含めた関係者で協議し、譲渡先事業者における機器更新を補助
- ・補助の財源として、ふるさと納税を活用

- ・移行時において、公設設備のサービス提供から10年が経過しており、老朽化した機器の更新費用が課題であった。



- ・譲渡先事業者、地域情報化アドバイザー、市の財政部署等と協議し、譲渡先事業者に対し、機器更新に係る補助金を交付することとした。
- ・当該補助金は、主にふるさと納税を原資とする「ふるさと志基金」から財源措置した。